

送付先: 各道場理事・事務局各位

FAX 番号:

発信元: 安佐北区剣道連盟事務局

日付: 2026 年 05 月 22 日

件名: 錬士・教士称号審査会のご案内

送付枚数:

至急

ご参考まで

ご確認ください

ご返信ください

ご閲覧ください

別添のファイルのとおりご案内致します。

各種申込は全て安佐北区連を通しての申込となっております。  
よって、広島市連に直接申し込みは行わないで下さい。

・審査料: 錬士・・・24,000 円

教士・・・32,800 円

**※今年度より審査料が値上げされています。ご注意ください。**

※いずれも安佐北区事務手数料 500 円を含む。

**申込時は R8 年度会費の納付が必要です。必ず納付下さい。**

受審の資格要件として、広島県連が指定する稽古会・講習会の参加が必須となります。  
別紙の稽古会等参加履歴書に記入の上、申し込み下さい。

#### 【提出書類】

- ・錬士・教士受審申請書（本人用）全剣連称号・段位様式第 5 号
- ・稽古会等参加履歴書（広剣連提出用）
- ・小論文（錬士・教士）※添付の例を確認して下さい

**※申込用紙は添付のものを使用して下さい。以前のものは使用不可**

申し込みは、安佐北区剣道連盟事務局に行ってください。

- ・振込先: ゆうちょ銀行
- ・口座番号: 15160-47810811
- ・口座名義: 安佐北区剣道連盟
- ・必要書類: 審査申込書(添付資料)、現金兼振込明細(安佐北区様式 01)
- ・締切り: **9/16(水) 必着(安佐北区剣連 必着)**

以上、よろしくお願い致します。

1. 申込対象者

- (1) 剣道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和7年11月30日以前に取得）した者。
- (2) 剣道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成28年11月30日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（11月25日）とする。

3. 都道府県剣連の推薦

- (1) 申込者が提出した、錬士受審申請書と小論文を受理する。

小論文の内容

- ① 課題 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。  
※要点3点「竹刀の本位」「礼法」「生涯剣道」を記入すること。  
\*参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
- ② 字数 400字以上800字以内。
- ③ 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。  
必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。  
2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
- ④ 提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道称号錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

- (2) 都道府県剣連会長は、申込者が規則第10条第1号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選のこと。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

6. 審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

## (2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

## 7. 審査会期日 令和8年11月25日(水)

## 9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

## 10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

申請番号

全剣連称号・段位様式第 5 号  
年 月 日

\*都道府県剣道連盟で記入する。  
\*申請番号は若年順に記入する。

1. 剣道
2. 居合道
3. 杖道

## 錬士 受審申請書 (本人用)

\*該当するものに○印をする。

(申請都道府県剣道連盟)

剣道連盟

今般、全日本剣道連盟称号・段級位審査規則[第11条第1項]に基づき、  
道 錬士を受審いたしたく下記申請いたします。

### 記

1 受審者氏名	フリガナ		フリガナ
	<input type="text"/>		<input type="text"/>
2 生年月日	年	月	日生
	年齢	満	歳
3 性別	男 ・ 女		
4 取得称号・段位 取得年月 登録県名	段 位	段	
	年	月	
	登録県名	<input type="text"/>	
5 全剣連番号	<input type="text"/>		
6 住 所	〒 <input type="text"/>		
7 電話番号	<input type="text"/>	携帯番号	<input type="text"/>
8 職 業	<input type="text"/>		
9 全剣連社会体育 中級認定年月 ※認定者のみ記入。	年 月 認定		

1. 申込対象者

剣道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（令和6年11月30日以前に取得）した者。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（11月25日）とする。

3. 都道府県剣連の推薦

- (1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。
- (2) 都道府県剣連会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

6. 審査の方法

課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

課題・書き方および提出方法

- (1) 剣道の課題 「剣道指導者としてのあり方」  
\*参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
- (2) 字数 800字以上1,200字以内
- (3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）
- (4) 書き方 用紙1～3行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。
- (5) 提出方法 封筒長3を使用し、表に「剣道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

7. 審査会期日 令和8年11月25日（水）

## 9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

## 10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。





記入日) 年 月 日

一般財団法人 広島県剣道連盟 御中

\_\_\_\_\_地区剣道連盟

申請者 \_\_\_\_\_

称号（錬士・教士）受審に伴う稽古会等参加履歴書（広剣連提出用）

この度の \_\_\_\_\_道（錬士・教士）受審申請に伴い、広剣連主催の稽古会等に下記のとおり出席しました。

※ 令和7年9月15日～令和8年9月18日迄の間

番号	年/月/日	行 事 名	備考
1	/ /		
2	/ /		
3	/ /		
4	/ /		
5	/ /		
6	/ /		
7	/ /		
8	/ /		

※一般財団法人広島県剣道連盟 称号審査推薦申し合わせ事項【審議委員会の推薦基準】

錬士：

- ・広島県剣道連盟主催・主管の講習会 1回  
(東部講習会 R7.9.23 女子講習会 R7.10.12・広島県剣道講習会 R8.2.28)
- ・地区主催の審判講習会を受講
- ・広島県剣道連盟が主催する稽古会及び全剣連合同稽古会に原則3回以上参加していること。

教士：

- ・広島県剣道連盟主催・主管の講習会 2回  
(東部講習会 R7.9.23 女子講習会 R7.10.12・広島県剣道講習会 R8.2.29)
- ・地区主催の審判講習会を受講
- ・広島県剣道連盟が主催する稽古会及び全剣連合同稽古会に原則3回以上参加していること。

◎ 居合道・杖道の受審者もこれに準ずる。